

# 井戸謙一弁護士（滋賀県弁護士会）のことば

第1回審尋（7月21日）後の記者会見にて

滋賀県弁護士会の井戸です。ご紹介にありましたように、高浜原発の差止の本裁判と仮処分を大津地裁でやっていますが、その弁護団長を務めています。

この大分地裁での仮処分事件が非常に重要だと考えて、当初弁護団にはいっていなかったのですが、つい最近弁護団にいらしていただいて、今日は滋賀県から馳せ参じました。

## 動いている原発をとめた！

原発と司法をめぐる情勢を振り返りますと、やはり3月9日の大津地裁決定というのは非常に大きかったと思います。これによって、現実動いていた原発が運転停止のやむなきに至りました。そして、その決定が隣接県の申立人によって申し立てられた、隣接県の裁判所でなされたということも非常に大きな意義があったと思います。そして先日7月12日、関西電力が出した仮処分異議に対して、大津地裁はこれを退ける決定をしました。仮処分決定のあと、非常にいろんな形でバッシングがありました。常軌を逸した決定であるとか、いろいろありましたが、そういうものに全く動じることなく大津地裁は原決定を維持する、そういう決定をしました。関西電力はすでに即刻抗告をしまして、舞台は大阪高裁に移りました。この決定を守るために私たちは全力を尽くすつもりです。

## 「司法リスク」を言いだした財界

そしてこの仮処分決定後の、あるいは今回の異議審決定後の関西電力のあるいは関西の財界の動きを見ますと「司法リスク」にうろたえているというふうに言っていると思います。関経連会長の森詳介氏、この人は元関西電力の社長ですが、「仮処分で原発の停止などは求められないように法改正したい、そのように働きかけたい」というような発言までしています。勝負に勝てないから勝負をできなくさせるという、誰が聞いてもおかしな話ですが、こういうことを言わざるを得ないほどうろたえているということだと思います。彼らは今まで「司法リスク」というのは考えて来なかったのです。そんなことが現実のものだとは思ってなかったわけです。それが現実のものになってうろたえているわけですが、それは明らかに甘いわけです。

## 3・11以降、明らかに時代は変わった

3・11前は確かにほとんどの裁判所は住民側の言い分を認めませんでした。しかし3・11以後はもう明らかに時代は変わった。原発問題のフェイズが変わっています。日本では絶対に起こらないと言われていた過酷



事故が起こって、これだけ大きな被害が出ました。一方で日本の電力の3割は原発が発電していて、原発がなかったら日本の社会は立ちいかないとされていたのに、原発が1基も動かなくても2年間日本の社会は全く困らなかった。今現在動いているのは川内の1、2号基ですけど(㊦) 今夏も全く節電要請すら必要がない事態です。そして原発の電気は安いというふうに宣伝されていましたが、安くない、むしろ高いということが明らかになってきています。もうこの社会にとって原発の必要性はないということが日々明らかになりつつあるのです。(㊦ 2016年7月21日の時点です)

## 一私企業の経営安定のため、は通用しない

原発は必ずリスクがあります。このリスクは誰もが否定できない。そのリスクを周辺住民に受け入れさせる理由というのは、それが社会にとって必要なものだからということしかあり得ないのです。日本の社会にとって原発は必要だ、だからリスクはできるだけ小さくするからそれは受け入れてくれ、そういうふうにしか説明のしようがない。しかし実は社会にとって必要なものではなかった。現在電力会社が、関西電力も四国電力も一緒ですけど、今必死になって原発を動かそうとしているのは自分たちの経営の安定のためですね。一私企業の経営の安定のためにどうして多数の住民たちがリスクを背負わなければいけないのか、それはおかしいだろうと思います。だから世論調査をしても、原発はいらないとか、あるいは再稼働反対だという意見が5割6割、あるいは7割8割占めるんです。

## 市民の声が学者の背中を押す

最近島崎東大名誉教授が基準地震動について社会的に発言をして大きな問題になっています。ああい

うことをすると学者としては色々と不都合があるということは当然予想されます。だから島崎さん自身がそういう問題があると思っけていても、そういうことをじゃあ社会的に発言しようかということとは相当決断がいったと思います。しかしそれでも言わないといけな、あるいは言おうと思っけたのは国民の中の、市民の中のもう原発はいらな、原発のない社会を作っけて欲しい、そういうものを希求する市民の声が背中を押しているというふうにあります。

### 普通の裁判官が普通に判決を書く時代がきた

3・11 前ほとんどの裁判官は原発のことを認めてきました。しかし実は内心では悩んでいますね。だから、住民の請求棄却をしたことはいっぱいありますけれど、その中に悩みがあらこちらに表れていました。「原発は負の遺産だ」とか「もう一度ここで立ち止まって国民的議論をしなければいけない」とかですね。本来書かなくてもいいようなことをあちこちに裁判官は書いています。悩みながらも、しかし最後の一線を踏み越えることができなかった。

しかしもう時代は変わりました。これから今までの通りの判決をする裁判官もいるでしょうけど、しかしその一方踏み越える裁判官もこれからどんどん出てくる。3・11 前はちょっと変わった裁判官が重大な決意をしないと原発の差止判決は書けなかつ

た。だけどこれからは普通の裁判官が普通の事件で判決を書くのと同じような思いで原発の差止判決を書くことができる。そういう時代が今、切り開かれようとしているんだと思います。

### 非常に大事な大分での裁判闘争

高浜は司法の力、それを支える市民の力があるわけですね。当然、前提ですけどその力によって止まりました、現に止まっています。当分動きません。川内は県知事が替って、近く定期検査があつて止まりますので、そのあとの再稼働は非常に難しくなつた。川内は政治の力、市民に押された政治の力で止めることができるという見通しが出てきました。伊方は3件の仮処分、伊方も司法の力で止めることができる、そういう見通しが十分ある。

こうやって動きだそうとしている、あるいは動きだした原発をひとつひとつ止めることによって、原発のない日本というのが、その道筋が切り開かれていくんだというふうにあります。そういう意味でこの大分の仮処分事案は非常に大切だと思っけていますので、私もどれだけ力を割けるかというのはまだはっきり分かりませんが、できるかぎり協力してこの裁判に努力していきたいと思っけていますのでよろしくお願ひします。

## 台湾 25年原発ゼロへ

朝日新聞 2016年10月23日

### 蔡政権 再生エネ拡大へ法改正案

台湾の蔡英文政権が2025年に「原発ゼロ」にすることを決め、行政院（内閣）は、再生エネルギー事業への民間参画を促す電気事業法の改正案を閣議決定した。再生エネの割合を20%まで高めることを目指す。東日本大震災後の反原発の民意を受けたもので、改正案は近く立法院（国会）で審議に入り、年内の可決を目指す。世界的にはドイツが2022年までの原発全廃を決めるなど、欧州を中心に脱原発の動きがある。一方、増える電力需要に応えるため中国やインドが原発を増設させており、アジアでは台湾の取り組みは珍しい。改正案は20日に閣議決定され、6～9年かけて発送電分離も行う。蔡総統は「改正は原発ゼロを進め、電源構成を転換する決意を示すもの」としている。台湾では原発が発

電容量の14.1%（15年）を占め、現在は第1～第3原発で計3基が稼働中。だが、東京電力福島第1原発の事故で反原発の世論が高まり、原発ゼロを公約に5月に総統に就任した蔡氏が政策のかじを切った。稼働中の全原発は25年までに40年の稼働期間満了となる。同法改正案では25年までに全原発を停止すると明記し、期間延長の道を閉ざす。太陽光と風力発電を再生エネルギーの柱とし、発電容量の割合を現在の4%から25年には20%に拡大することを目指す。